資料２－１

提　出　議　案　一　覧　表

議案番号	件　　名
第１号議案	地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について
第２号議案	地震・津波等災害防災対策の充実強化について
第３号議案	福祉・保健・医療施策の充実強化について
第４号議案	都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について
第５号議案	教育・文化施策の充実強化について

第１号議案

地方分権改革の推進及び地方行財政の充実強化について

（東　海）

都市自治体は厳しい財政状況の中にあって、様々な行政課題に的確に対応していくため、自らの政策を自らの財源で実施できるよう地方分権改革の更なる推進と地方行財政の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．土地利用に係る規制緩和及び法令改正等について

交通の利便性に恵まれ新たな産業や交流を創出する機能が期待でき、地域の振興のために整備が必要不可欠な場合であっても、各種法令等により極めて限定的な土地利用しかできないため、地域の実情に応じた柔軟な土地利用が可能となるよう抜本的な規制緩和や権限移譲を拡充するとともに、農用地区域の設定、変更に係る都道府県知事への協議の廃止などの法令改正を行うこと。

２．地方交付税制度について

(1) 地方交付税化により補助金を廃止する際には、地方交付税総額を増額確保するとともに、普通交付税基準財政需要額の該当費目の増額分を明示すること。

(2) 地方交付税の財源不足については、特例的な臨時財政対策債に頼ることなく、地方交付税法の趣旨に立ち返り、法定率の引上げ等により対応すること。

３．地方財政の充実強化について

(1) ゴルフ場利用税については、その税収の７割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、ゴルフ場関連の行政需要に要する貴重な財源となっていることから、現行制度を堅持すること。

(2) 法人実効税率を引き下げる場合には、必ず安定的な代替財源を確保し、都市自治体の歳入に影響を与えないようにすること。なお、代替財源の検討にあたっては、地方の意見を十分に反映すること。

(3) 法人住民税の一部国税化による地方自治体間の財政力格差是正は地方税の根本原則に反するものであり、国から地方への財源移譲や地方交付税の法定税率の更なる引上げなど、地方財源拡充の観点から見直しを図ること。

(4) 事業所税をはじめ長年にわたり一定税率となっている税目については地域の実情に即した課税自主権の拡大を図ること。

(5) 索道事業者が使用するゲレンデ整備車や降雪機に使用する軽油及び農業者が道路を走行しない農業機械に使用する軽油について、平成３０年度以降も軽油引取税の免税措置を講じること。

(6) 住民が安全で安心して暮らせるまちづくり、災害に強いまちづくり等を進め、直面する社会基盤の様々な課題に対応していくため、社会資本整備総合交付金を増額確保すること。

(7) 国庫補助金については、その趣旨、制度をしっかりと踏まえて、要望額の全額交付を行うとともに、交付金については、地域の実情を踏まえた適切な交付を行うこと。また、やむを得ず減額措置や要望額を下回る配分を行う場合には、都市自治体の当初予算編成前までに通知するなどの情報提供を行うこと。

(8) 情報セキュリティの抜本的強化対策に取り組むため、これまで構築してきたシステムの大幅な見直しが強いられることから、費用の全額を補助するとともに、初期費用だけでなく追加構築や運用経費についても補助対象とすること。

(9) 合併特例債について、合併基盤整備事業を円滑かつ計画的に実施していくため、東日本大震災で被災した合併市町村と同様となるよう適用期間を更に延長すること。

４．地方創生事業の拡充について

(1) 地方創生を着実に進めるため、まち・ひと・しごと創生事業費について、少なくとも当初の５年間の計画期間である平成３１年度まで財源を確保し、継続すること。

(2) 地方創生推進交付金について、交付金の対象分野、対象経費及び事業着手時期等の諸要件や事業効果を短期間で求めることなどを見直すとともに、所要額の確保及び継続的な財源措置を講じること。また、地方負担分の確保が困難な自治体も積極的に交付金を申請できるよう、財政力の弱い市の交付率を引き上げるなど財政措置を講じること。さらに、地方版総合戦略等を地域再生計画の代替として申請できるよう手続きを見直すこと。

(3) 地方創生拠点整備交付金について、事業の早期着手や複数年にわたる事業実施など、地域の実情に応じて活用できるよう要件を緩和するとともに、継続的な財源措置を講じること。

(4) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、地域再生計画の申請時点で寄附見込みがあることが要件となっているため、本税制措置の適用可否の判断前に寄附を求めることにもなりかねないことや、認定申請に係る事前相談期間が短いことなど様々な課題がある。ついては、寄附対象事業を既存事業にも拡大するとともに、地域の実情に応じ効果的に活用できるよう制度の諸要件を見直すこと。

(5) 地方創生を一過性のブームではなく継続していくムーブメントとするため、地方自治体の自主的・主体的なまちづくりを更に後押しする有利な地方債を新設すること。

５．ふるさと納税制度について

(1) ふるさと納税ワンストップ特例制度における、所得税控除相当額の減収分について、都市自治体の負担が増大することがないよう地方特例交付金による全額補填措置を講じること。

(2) 自治体に豪華な返礼品の自粛を求めているが、根本的な解決につながっていないことを真摯に受け止め、寄附に対する返礼品について、国が主導して是正を図ること。

6．社会保障・税番号制度について

(1) 社会保障・税番号制度については、国及び関係各省庁の具体的な方策、それらの運用に係る財政措置に関する方針を明確に示すこと。

(2) 社会保障・税番号制度のシステム導入及び改修並びにマイナンバーカード交付等運用、情報セキュリティ対策に係る経費については、国が継続的に全額財政措置すること。また、迅速かつ安全に情報ネットワークが運用できるようシステムの保守運用に係る財政措置を創設するとともに、マイナンバーカードの独自利用に係る経費等についても、必要な財政措置を講じること。

(3) 国民の利便性向上及び行政手続きの効率化を図るため、社会保障・税番号制度の利用範囲を見直し、車検時の軽自動車納税証明の添付を省略すること。

7．新たな選挙制度の構築について

法改正により導入された共通投票所の導入に係る費用の全額負担及びマイナンバーカードの本人確認の仕組みを踏まえ、全国どこでも投票可能な情報化社会に即した新たな選挙制度を構築すること。

8．住民税の特別徴収義務者の納入事務の負担軽減について

特別徴収された住民税の納付について、所得税に比べ納入事務が煩雑であることから、多くの特別徴収義務者から改善要望があるため、住民税特別徴収の納税環境を整備し、特別徴収義務者の負担を軽減するよう制度を見直すこと。

9．インフラ長寿命化に係る補修用性能部品の保有期間について

都市自治体は公共施設等の長寿命化を進めているが、補修用性能部品については過去の通達等や製造物責任法を参考に製造事業者の自主的な内規等により決められており、補修用性能部品の生産中止により、設備本体を交換せざるを得ない事例が多く生じていることから、施設の長寿命化に合わせ、補修用性能部品の保有期間も延長するよう、国による法制化や業界団体等への働きかけを行うこと。

１０．光ファイバ網の整備について

世界最先端ＩＴ国家創造宣言の実現に向け、光ファイバ網未整備地域の整備が図られるよう民間電気通信事業者が実施する整備事業に対し、国による直接支援措置を講じること。

１１．軽自動車税に係る申告書等の提出窓口の一元化について

納税義務者の手続きの利便性や適正な課税に必要な申告情報の確実な市町村への送致のため、全国の車両手続き窓口において、車両手続きと申告書等の提出が同時に行えるように窓口の一元化を徹底すること。

１２．不動産登記制度の改善について

不動産登記法において所有権に関する登記は所有者の自由意思に委ねられているため、登記簿での所有者が確認できず、公共事業の実施や納税義務者の確定などの行政事務に支障を来しており、相続登記手続きの簡素化・低コスト化等を検討するなど、所有者不明解消に向けた不動産に係る関連法等の整備・推進を図ること。

第２号議案

地震・津波等災害防災対策の充実強化について

（東　海）

多大な被害が想定される南海トラフ巨大地震や頻発する局地的豪雨などの自然災害、原子力災害等の脅威から住民の生命と財産を守るため、ハード対策とソフト対策を組み合わせた総合的な防災・減災対策は喫緊の課題である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．地震・津波等に係る総合的な対策の強化について

(1) 南海トラフ巨大地震の地震津波想定に対応した東海地区全域における防潮堤や水門など津波防護施設を早期に整備すること。

また、海岸防災林の盛土整備について、治山事業（海岸防災林造成事業）の対象事業を拡大するとともに、更なる予算の確保及び都市自治体に対する財政措置の拡充を講じること。

(2) 木曽三川下流域は日本最大の海抜ゼロメートル地帯にあり、南海トラフ巨大地震で甚大な被害が想定されており、堤防の耐震対策について平成２７年度で終了した全国防災事業に見合う財源を確保すること。

(3) 防災拠点機能を担う市庁舎について耐震化・老朽化対策を促進するため、公共施設等適正管理推進事業債の事業内容を地域の実情に合う柔軟な制度とするとともに、地方交付税算入率の嵩上げなど更なる財政措置を講じること。

(4) 地震時における防災施設の機能を確保するため、社会資本整備総合交付金の安定的かつ十分な予算を確保し、地震時の防災拠点となる避難所や消防器具庫等の耐震化について、財政支援を拡充すること。

(5) 被災自治体の負担や混乱を軽減するため、有事の際には近隣の県が外部からの支援物資受入窓口となり、物資の整理・調整等を行うなどの災害時支援物資相互受け入れ態勢の構築を図ること。

２．消防体制の充実強化について

消防団の機能強化に係る消防ポンプ自動車の整備・更新に要する経費について、交付税措置等による財政支援を拡充すること。

3．同報系防災無線設備更新に対する補助制度の創設について

無線機器のスプリアス規格の改正に伴う同報系防災無線設備の更新に対して、各市町村が計画的に更新できるよう、新たな補助制度を創設すること。

4．水道管路の耐震化の推進について

地震防災対策特別措置法に係る水道事業者が実施する水道管路の耐震化事業費のうち、一般会計出資の対象とする財政措置については平成３０年度までの時限措置となっているが、耐震化事業は進んでいないため、平成３１年度以降も継続して実施すること。

5．木造住宅耐震補助の拡充について

木造住宅耐震改修は、長期間の安定的・継続的な取組みが必要であり、一戸建て住宅に対する耐震改修等への補助制度を継続すること。また、平成２７年度で廃止された社会資本整備総合交付金の上乗せ措置について、所要財源を確保し制度を復活させること。

6．ダム建設、河川改修、砂防事業等の推進について

(1) 治水対策の一環であるダム建設と河道掘削を早期に完了するとともに、ダム建設に係る負担金や維持管理負担金については利水者の負担軽減を図ること。

(2) 一級河川改修事業並びに直轄海岸保全施設整備事業を早期に完了すること。また、堆積土砂撤去や雑木伐採等の河川維持管理に係る財政措置を講じること。

(3) 土石流危険渓流が数多く存在する地域における土石流対策として、人命や人家、公共施設等の財産を守り、安全な生活基盤を支える砂防ダムや渓流保全施設などの直轄砂防事業を継続及び推進すること。

7．原子力安全対策の充実について

(1) 都市自治体の原子力災害時広域避難計画の早期策定及び広域避難の実効性を高めるため、関係機関等の調整や財政支援を強化すること。

(2) 原発再稼働に関する地元同意等は、法的根拠やルール化のない状況で進められており、地元同意や事前説明・意見聴取に係る法制度を早急に整備すること。

第３号議案

福祉・保健・医療施策の充実強化について

（東　海）

誰もが健康で生きがいを持ち、安心して暮らすことのできる社会を実現するためには、国と都市自治体が適切な役割分担のもと、効率的かつ効果的な福祉・保健・医療施策の一層の推進が求められる。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．国民健康保険制度について

(1) 安定的で持続可能な医療保険の実現のため、医療保険制度の一本化に向けた抜本的改革を早期に実現すること。また、制度の一本化が実現するまでの間は、安定財源を確保するとともに、国庫負担率の引上げや地方単独事業に係る国庫負担金等の減額措置を廃止するなど、必要な財政措置を講じること。

(2) 医療保険制度改革にあたっては、市町村と十分な協議を行ったうえで制度設計を構築すること。

(3) 国民健康保険の財政基盤は脆弱であることから、安定した財政運営のためにも平成３０年度から３，４００億円の財政支援を確実に実行すること。

(4) 国民健康保険広域化における国保事業費納付金及び標準保険料（税）率等の算定に必要な確定係数については、できるだけ早期に提示すること。

(5) 子育て世帯の負担軽減を図るため、子どもに係る均等割保険料を軽減するとともに低所得者層などの負担軽減のため財政支援措置を拡充すること。

(6) 後期高齢者医療制度における国の標準システムによる賦課計算誤りに伴う国民健康保険制度の対応については、国において早急に自動計算ツールの提供等技術面での支援や事務処理等の指導及び財政措置を講じること。

(7) 未就学児までの地方単独医療費助成に伴う国民健康保険事業国庫支出金の減額措置について、減額措置対象年齢を引き上げるとともに、母子・父子並びに重度心身障害の医療費助成についても減額措置を廃止すること。

(8) 保険事業及び医療費適正化の推進にあたり、各種検診等のデータを被保険者ごとに保険者に集約するとともに、都市自治体も当該データを共有できる仕組みを構築すること。

２．介護保険制度について

(1) 普遍の介護保険制度構築に向け、年齢や要介護状態となった要因等に関わらず、全ての人が必要な時に介護が受けられるよう介護保険制度と障がい者福祉制度との統合を図り、持続可能な財政運営基盤を構築すること。

(2) 制度の円滑な運営と適切・公平な費用負担の観点から、障害者施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設に入所した者について、適用除外施設入所前の都市自治体の被保険者となるように、住所地特例の取扱いを見直すこと。

(3) 介護保険料に係る年金からの特別徴収については、事務処理の迅速化を図り、年度途中での資格取得や徴収額の変更に対して弾力的な取扱いが可能となるよう制度を見直すこと。

3．少子化対策について

(1) 全国の自治体が単独事業として実施している子ども医療費助成制度は、義務教育終了まで窓口負担を無料化するなど、自治体で格差が生じないよう国による統一的な制度として創設すること。

(2) 待機児童を抱える自治体の子育て支援による公立保育所施設の整備及び運営については、補助金交付での財政支援を復活するとともに、公立保育所の移譲を受けた学校法人が良好な保育環境を維持するため実施する施設改修についても、社会福祉法人と同様に保育所等整備支援事業の補助対象とするよう制度を拡充すること。

(3) 保育士の勤務条件の緩和や勤務形態の見直しなど、人材確保に向けた環境整備を図ること。

(4) 子どもを産み育てやすい環境づくりを進めるため、第２子以降の保育料負担軽減措置について、所得制限を撤廃すること。

(5) 消費税率の引上げによる増収分の、子ども・子育て支援新制度への活用について、消費税率引上げ時期が延期されたことによる影響を市町村へ転嫁しないこと。

(6) 子ども・子育て支援交付金における地域子育て支援拠点事業について、移動型子育て支援センター事業は子育て支援センターが身近にない住民への支援として有効であることから、移動型についても補助対象となるよう要件を緩和すること。

4．放課後児童健全育成事業について

(1) 放課後児童健全育成事業実施施設を整備するための用地取得について、取得費の市債借入に対して交付税措置を講じること。

(2) 放課後児童健全育成事業費等補助金交付要綱において小規模クラスの放課後児童クラブは基本額が低く設定されているが、全ての児童クラブが対象となるよう支援員の処遇改善を含め要件緩和や補助基本額の見直しなど制度拡充を図ること。

5．障がい者の支援施策の充実について

(1) 障害者総合支援法の地域生活支援事業について、事業費に係る補助基準額が法定額を下回ることがないよう十分な予算確保を図るとともに、自治体や地域間で必須事業

におけるサービス格差や不均衡が生じないよう個別給付化すること。

(2) 障がい者の社会参加と地域生活を支援するために、グループホームなど福祉サービス施設整備に係る「社会福祉施設整備費補助金」について、地域需要に応えられるよう十分な財政措置を講じること。

(3) 障害者差別解消法や改正障害者雇用促進法に基づき、障がいを理由とする差別の解消のため、地方公共団体や事業主に義務付けられた「合理的配慮」の提供、啓発活動や相談・紛争解決の体制整備等の取組みに対して財政措置を講じること。

(4) 支援計画を作成する相談支援専門員は、利用者が利用する福祉サービス事業所での業務と兼務できないことから、専門員を確保できない事業所はサービスの維持が困難であるため、人員に関する基準を見直し兼務を認めること。

6．居宅介護支援事業について

平成３０年度から居宅介護支援事業所の指定等の権限が市町村に移行されるが、事務負担の増加が見込まれるため、実地指導への技術的支援や指定等に関する事務費などに対する財政措置を講じること。

7．地域医療の充実と医師等の確保対策について

(1) 地方の医師不足と医師の偏在を解消し、安心できる地域医療体制が存続できるよう、麻酔科・産婦人科・小児科医師の養成、へき地医療勤務の義務化、地域基幹病院へのローテーション体制や派遣体制の確立など、地域医療格差を縮小する取組みや「かかりつけ医」を担う診療所の医師確保などに対して財政措置を拡充すること。

(2) 地域の基幹病院としての機能を確保するための診療科の設置と医師の適正配置を制度化すること。

(3) 専門医師不足により発達障害医療の体制が不十分であるため、発達障害専門医師の育成及び診療体制の充実を図ること。

(4) 自治体における保健師等専門職員確保のため、専門職養成教育機関等（大学等）に対し、自治体への就業についての広報等の働きかけを行うこと。また、保健師等専門職員の人材バンク等の制度を創設すること。

(5) 独立行政法人地域医療機能推進機構（JCHO）が運営する病院は、地域医療の中核を担う医療機関であることから、都市自治体は財政支援をしているが特別交付税の対象施設にはなっていないため、公立病院等への助成と同様の財政措置を講じること。

(6) 消費税率の引上げにより病院事業の負担額が増大し、病院経営に深刻な影響を与えていることから、診療報酬等に対する消費税の非課税制度を見直すなど、十分な対策を講じること。

(7) 公立病院等に対する特別交付税措置については、算定方法中の財政力補正のあり方を見直すとともに、経過的措置を設けて段階的な見直しを進めるなど、地方の不採算地区の実情に配慮した制度とすること。

(8) 公的病院等への助成に関する特別交付税措置について、当該病院等が二次医療圏における第三次救急医療を担う医療機関である場合は、広域での利用が明確であることから、市町村の助成を措置対象から外し、都道府県が助成を行う場合に限定すること。

8．予防接種及び検診事業等の拡充について

(1) 疾病の発生・まん延を予防し、国民の生命と健康を守り医療費を将来的に抑制するため、定期予防接種は、国策として費用を全額国庫負担とすること。また、多種の混合ワクチンの導入や開発等により、予防接種を受ける子どもや保護者の負担軽減を図ること。

(2) 小児を対象とするおたふくかぜ、ロタウィルスの予防接種について、早期に国の負担による定期接種に位置づけるとともに、それまでの期間は国において財政措置を講じるものとし、感染症の予防の対象を広く国民全体へ拡大していくこと。

(3) 都市自治体が実施するがん検診事業について、検査方法の拡充などがん対策の一層の充実を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(4) 妊婦健康診査の公費助成に係る費用を、普通交付税による財政措置ではなく、措置額が明確となる国による負担制度にすること。

(5) 子宮がん、乳がんの「がん検診推進事業」の財政支援については、引き続き事業として途切れることなく継続すること。

(6) 歯周疾患予防の取り組みが全身の健康保持に大きく関わることから、健康増進法に基づく歯周疾患検診の補助対象を、２０歳から７０歳までの５歳刻みの年齢に拡充すること。

(7) 胃がん、乳がんの集団がん検診時には医師の立会いが必要となっているが、医師不足の中、検診実施の課題となっており、医師負担の軽減や検診コストの低減を図るため、緊急時の対策を前提に常駐なしで検診を実施できるよう見直すこと。

9．生活保護制度の適正化について

生活保護制度は、基本的人権を守る最後のセーフティネットとして重要な役割を担うが、受給者の高齢化もあることから生活保護費の約半分を占める医療扶助費は増加の一途であるため、医療扶助の適正化に向けた制度の見直しを行うこと。

１０．生活困窮者自立相談支援事業等の拡充について

自治体において生活困窮者自立支援事業などの必須事業とともに就労準備支援事業等の任意事業に取り組んでいるが、国の補助は予算の範囲で補助率が２／３～１／２と低額であり、実事業費に対する補助とし補助率を引き上げること。

１１．ＩＣＴを活用した情報共有ツールの継続運用について

厚生労働省の「地域における医療及び介護を総合的に確保するための基本的な方針」でＩＣＴの活用を持続可能なものとして進めていくことの重要性が示されている。ついては、都市自治体での情報共有ツールの運用を促進するため、ランニングコストに

対する安定的な財政措置を講じること。

１２．国民年金関係事務の一元化について

国民年金関係事務を日本年金機構に統一し、窓口を一元化すること。また、一元化までの間は、機構の出張窓口を市町村の希望に応じて設置されるよう制度を改善すること。

１３．民生委員・児童委員について

民生委員・児童委員については、活動の多様化等により委員の負担が増していることから、負担軽減のため、交付税の民生委員活動費として国が示す基準額を見直し、民生委員・児童委員活動費の増額を図ること。

１４．戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の支給事務について

特別弔慰金の支給事務に係る経費については、法律改正等により都市自治体の負担が増大しているが、戦後処理及び戦没者遺族等への援護は国の責務であることから、必要な経費を事務費及び人件費に対する事務委託費として措置すること。

第４号議案

都市基盤・生活環境整備及び産業振興施策の充実強化について

（東　海）

住民が安全・安心に暮らすことができる快適な生活環境整備と、活発な社会経済活動を支えるための都市基盤整備及び地域の産業振興施策等の一層の充実強化が求められている。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．社会基盤整備に対する財政支援等について

(1) 地域の安全・安心と地域の暮らしを支え、災害に強い都市基盤の構築や地域経済の活性化に重要な幹線道路や高速道路をはじめ、河川や砂防、市街地再開発、土地区画整理事業等の社会基盤整備の計画的かつ着実な実施に必要な予算を確保すること。

(2) 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の社会資本整備を計画的に進捗するとともに、橋梁やトンネル等の点検や安全確保・老朽化対策等を着実に進めるため、地域の実情に即した適切な財政支援や技術措置などの制度整備を講じるとともに、橋梁点検業務を起債対象とすること。

(3) 地域防災の強化や安全・快適な歩行者空間の確保、街並み景観の向上などを目的とした無電柱化事業を推進するため、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金の安定かつ十分な財政措置を講じること。

(4) 社会資本整備総合交付金の都市・地域再生緊急促進事業及び防災・省エネまちづくり緊急促進事業について、人口減少や少子高齢化、都市防災等に対応した持続可能でコンパクトなまちづくりを推進するため、財政支援を継続するとともに、更なる拡充を図ること。

(5) すべての都市公園において、公園利用者の安全・安心を確保する必要性があることから、都市公園の計画的な維持管理に係る公園施設長寿命化対策支援事業の推進のための社会資本整備総合交付金について、対象公園施設の拡大など採択要件を緩和するとともに、十分な財政措置を講じること。

(6) 社会資本整備総合交付金の狭あい道路整備等促進事業（狭あい道路拡幅整備事業）について、狭あい道路の解消は良好な住宅環境の形成を図るほか、防災においても重要な役割を果たすことから平成３１年度以降も引き続き事業を継続すること。

(7) 社会資本整備総合交付金の効果促進事業について、基幹事業である幹線と接続した

枝線を一体的に整備でき、効果的に下水道の供用開始区域を拡大できることから、下水道未普及解消のための末端管渠整備を再度交付対象とすること。

(8) 社会資本整備総合交付金の住宅・建築物安全ストック形成事業については、建築物の耐震化の促進を目的とした旧耐震基準の住宅の耐震改修に対する国交付金加算の時限的措置を平成３２年度まで延長すること。

２．道路橋梁事業の整備促進等について

(1) 道路網整備は国民生活や経済・社会を支える最も根本的な社会資本であり、道路整備に係る財源を増額するとともに、安定的に確保していくこと。

(2) 地域の発展と安全安心な生活環境の確保を推進するため、伊豆縦貫自動車道全線の早期完成を図ること。

(3) 慢性的な交通渋滞の解消や地域経済活動の活性化が期待されることから、国道１５０号バイパス（榛南・南遠幹線）の未整備区間について、早期の事業着手を図ること。

(4) 産業創出や雇用拡大等の地域活性化に大きな期待が寄せられている東海環状自動車道の西回り区間の早期完成及び北勢パーキングエリアの整備を図ること。

(5) 重要な路線である国道２１号の６車線化や岐阜南部横断ハイウェイ、国道２２号、国道４１号、国道１５６号、国道１５８号等の早期整備化を図ること。

(6) 災害時の緊急輸送道路や東海北陸自動車道等の迂回路として重要な国道４１号の防災対策及び雨量規制の早期解消が図られるよう整備事業の財政措置を講じること。

(7) 三重県下の主要幹線道路の慢性的な渋滞の解消、災害時の緊急輸送網の確保及び観光産業の推進、国民体育大会等スポーツ交流の促進のため、国道１号桑名東部拡幅事業の早期完成、北勢バイパスの早期整備、国道４７７号バイパスと新名神高速道路との同時供用、国道２３号中勢バイパスの未供用区間の早期完成並びに全線４車線化、立体交差化を図ること。

(8) 近畿自動車道紀勢線の早期全線開通を図ること。

(9) 名神名阪連絡道路の早期事業着手、国道１６７号磯部バイパス及び鵜方磯部バイパスなど伊勢志摩連絡道路の事業促進・早期完成を図ること。

３．港湾整備事業及び河川・海岸関係事業について

(1) 地域活性化及び国土強靭化に寄与することから、海岸保全施設の整備や多目的国際ターミナルの機能向上を図るバース整備など、海岸整備事業及び港湾整備事業の促進を図るとともに、観光振興の拠点となる「みなとオアシス」を活用した取組を推進すること。

(2) 大規模災害発生時に生じる広域瓦礫の処分先について、御前崎港西埠頭地頭方を受け入れ先とすることで、広域瓦礫の迅速な処分が可能になるため、御前崎港西埠頭地頭方地区における廃棄物埋立護岸を整備すること。

(3) 侵食が進んでいる海岸について、ダム上流側の堆積土砂を下流側に流出させる事業

や防災機能を保持しつつ下流への土砂供給を図る砂防事業、ダム堆積土砂の活用システムの構築など海岸部へ適切な土砂供給を図る海岸保全対策を講じること。

(4) 内水排水施設については、治水対策上極めて重要な基盤施設であるため、河川ポンプ設備の老朽化に伴う補修計画策定業務及び補修工事を対象とした補助制度を創設すること。

(5) 木曽川水系河川整備計画に基づく護岸等整備の推進と、洪水対策に有効な新丸山ダム本体着工を早期に実現すること。

(6) 増加する集中豪雨や水害の未然防止対策として必要な整備をする普通河川改修に対して、社会資本整備総合交付金の対象となるよう制度を改正すること。

4．国の直轄道路及び河川の整備管理について

国の直轄道路及び河川の整備管理については、国民の生命と財産を守るべく、国土交通省の各地方整備局を存続させ、国が直接関与すること。

5．まちづくりの推進について

(1) まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地方分権の観点を踏まえ、地域の実情に応じた新たな都市計画制度等の設計について国と地方の協力により推進すること。

(2) 工業用地等に転用する際の農地法（農地転用）及び農振法（農用地区域除外）の基準を緩和するとともに、生産性の低い農地については、基準を見直すこと。

また、土地改良事業等の実施中又は完了後８年未満であっても、地域の実情に応じて転用が可能となるよう制度を見直すこと。

(3) 地域の実情に応じた市街化調整区域の開発を行うために、開発許可権限が移譲された都市自治体は開発審査会が設置できるよう設置基準を緩和すること。

(4) まちづくりの推進や土地の有効活用、土地取引の円滑化及び災害時の復旧等に有効な地籍整備の一層の推進を図るため、地籍調査事業が安定的・計画的に継続して実施できるよう十分な財政措置を講じること。

6．交通関連事業について

(1) 平成２９年３月の改正道路交通法の施行により、運転免許証の自主返納や行政処分によって運転ができなくなる高齢者の増加が予想されることから、高齢者向け公共交通施策が充実するよう、移動手段の確保に向けた持続可能な公共交通ネットワークの整備や高齢者向け運賃軽減措置等、都市自治体が地域の実情に応じて取り組む公共交通施策に対する新たな補助制度の創設や既存補助基準額引き上げ、運転免許証の自主返納を促す施策など、財政支援制度を充実させること。

(2) 交通が不便な地域の住民の移動手段確保のため運行する地域公共交通を安定的に維持できるよう、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金等関係する補助金の上限額の見直しや概算払い規定を設けるなど財政措置を充実させること。

(3) リニア中央新幹線岐阜県駅の開業に向け、駅周辺整備やリニア関連施設、濃飛横断自動車道の事業化など、関連事業に係る都市自治体に積極的な財政支援をすること。

(4) リニア中央新幹線の東京・大阪間全線の早期開業を実現するため、財政投融資の活用等による支援を継続して実施していくこと。また、名古屋以西については災害リスクへの備えとするため、東海道新幹線のリダンダンシー機能を備えた三重・奈良ルートとするとともに、ＪＲ東海が中間駅の概略位置を早期決定・公表するよう、国において働きかけること。

(5) 首都圏と関西圏の中央に位置する富士山静岡空港と東海道新幹線との直結について、国家的プロジェクトに値する重要課題として、新幹線新駅の設置が早期実現するよう関係者に対し強く働きかけること。

(6) 地方鉄道の維持存続と安全性向上のため、鉄道事業者が整備事業を計画的に実施できるよう地域公共交通確保維持改善事業費等の財政支援措置を強化するとともに、経常的に生じる運行維持に要する経費や定期券エコポイント制度等の利用促進等に対して、新たな財政支援制度を創設すること。

(7) 増加する国内外からの観光客をスムーズに各地に誘導するため、鉄道事業者のエリアを跨いだ交通系ＩＣカードの利用が早期に可能となるよう必要な措置を講じること。

(8) バス路線については、利用者の減少により事業者の経営悪化が進行しているが、路線バスは地域住民の足として欠かせない公共交通機関であるため、引き続き公共交通を確保・維持するための予算を確保すること。

７．生活環境整備に係る支援制度について

(1) 循環型社会形成推進交付金について、年度当初から交付申請額を満額交付するよう確実に措置するとともに、対象地域に該当しない場合の特例地域の拡充又は人口要件の緩和を図ること。

また、解体跡地以外で新施設を建設する場合や新施設建設後の解体工事、新たな廃棄物処理施設整備を伴わない解体工事についても交付対象とするなど、補助対象要件の拡充と新たな財政措置を講じること。

(2) 循環型社会形成推進交付金におけるエネルギー回収型廃棄物施設について、東日本大震災以降、再生可能エネルギーの活用は喫緊の課題であり、ごみ発電施設の整備は重要性を増していることから、交付率１／２の対象事業を拡充すること。

(3) 一般廃棄物処理事業債について、近年の廃棄物処理施設の建設費は高度化や全国的な建設需要の高まり等に伴い急激に値上がりしており、起債額が高額となることから、償還期間を延長するよう見直すこと。

(4) 亜炭鉱廃坑の位置や規模等を特定する調査や、調査を受けての亜炭鉱廃坑に対する充填工事について、必要な費用に対する継続的な支援制度を創設するとともに、ハザ

ードマップの作成など、亜炭鉱廃坑対策の推進にあたっては、採掘許可権者である国が所有するデータの提供はもとより、当該事業に精通した有識者等の指導や先進事例に関する情報提供など、国の技術的知見から積極的に参画すること。

(5) 高齢化や大規模災害に対応するため、市町村の全額負担となっている火葬場整備に対して財政支援制度を創設すること。

8．上下水道事業等について

(1) 水道管路の安全性と経営の健全化・安定化を図り、水道管路の耐震化や更新を迅速に進めるため、国庫補助採択基準の緩和など財政措置の拡充を図ること。

(2) 水道施設については、今後想定される南海トラフ巨大地震に備え、基幹管路及び老朽管の耐震化を推進するため、生活基盤施設耐震化等交付金における要望額を満額確保するとともに、更なる財政措置の拡充を図ること。

また、県単位で提出した生活基盤施設耐震化等交付金の事業計画が確実かつ早期に達成できるよう、「水道法第二条の二第二項（責務）」の技術的支援を講じること。

(3) 小規模な複数の簡易水道を統合した上水道事業、または上水道と統合した小規模な旧簡易水道地域事業について、引き続き簡易水道事業と同等の財政支援をすること。

(4) 既存の下水道施設の更新や耐震化などの災害対策を確実に実行していくため、下水道事業経営に係る国庫補助について要望額どおりの交付や補助率の嵩上げなど財政措置を拡大すること。

(5) 公共下水道の未普及地域解消と１０年概成の達成のため、下水道事業に係る交付金を拡充すること。

また、１０年概成の達成については、現在の進捗状況に鑑みると困難であることから、交付金の適用の弾力化を図ること。

(6) 循環型社会形成推進交付金については、昭和４０年代に開発された市街化調整区域内の大規模住宅団地の汚水処理施設など、老朽化した集中浄化槽を下水道事業認可区域外の地域で更新する場合に、事業費に対して適正な補助金額となるよう補助基準を見直すとともに、改修費用に係る国の補助対象は機械電気設備のみで地域住民の大きな負担となっていることから、土木施設等も補助対象とするなど制度を拡充すること。

(7) 合併処理浄化槽使用家庭の下水道家庭に対する不公平感を払拭するとともに、浄化槽の維持管理を万全にすることで水環境の保全をさらに推進するため、下水道整備区域外の個人設置型合併処理浄化槽利用家庭に対し、維持管理費を対象とした補助制度を創設すること。

(8) 下水道台帳のシステム整備に係る費用について、補助制度を創設するなど財政支援措置を講じること。

9．農林業振興事業及び有害鳥獣対策について

(1) 中山間地域における農業生産の低コスト化、高生産性農業を促進し持続可能な営農

体制を確立するため、農山漁村地域整備交付金の十分な予算を確保すること。

(2) 経営体育成支援事業については、都道府県への予算配分の決定に際し、農地中間管理事業実績に基づく都道府県ポイントが追加されたが、農地環境が一律でないことから、各都道府県それぞれの地域性を考慮した制度とすること。

(3) 老朽化による製茶機械の更新整備（リニューアル事業）を助成対象とする補助制度を創設すること。

(4) 施業集約化、路網整備、条件不利地等の森林整備を促進するとともに、林業の成長産業化に向け、継続的かつ安定的な森林整備事業の予算を確保すること。

(5) 山腹崩壊等危険地の災害防止や森林等保全対策を早急に実施するとともに、流域全体を見据えた計画的・効率的な治山事業の予算を確保すること。

(6) 木材需要及び木材価格の安定と改善のため、木造住宅建設促進施策等の財政措置を拡充すること。

(7) 近年、材価の低迷等により主伐期に入っても伐採されない山林が増加しており、また、主伐実施地においては未植栽地化の懸念がある。ついては、森林の持つ公益的機能の確保・維持のために森林経営計画を策定している事業体への主伐経費に対する補助のほか、通常植栽経費に対する補助率の拡充を図ること。

(8) 特用林産物については、キノコバエ類等による生産物への被害が拡大していることから、早期に害虫被害の把握及び防除対策を講じること。

(9) 初期投資を軽減し、皆伐再造林を促進することで、林業を活性化させるため、森林所有者が取り組む鳥獣害防止施設に対する補助を拡充すること。

(10) 鳥獣被害防止総合対策交付金については、鳥獣被害防止対策実施隊等による有害鳥獣捕獲や侵入防護柵の整備など、地域での取組が促進されるよう十分な予算を確保するとともに財政支援の拡充を図ること。

また、侵入防護柵設置の交付要件である費用対効果分析については農家の過度な負担となっているため、早急に見直すこと。

(11) 野生鳥獣肉等の消費、需要拡大等利活用については、国が地域の状況を把握し、直接的かつ連携した支援体制づくり、広域ネットワーク化等の事業拡大を推進するとともに、更なる財政支援を講じること。

１０．観光振興のまちづくりについて

「明日の日本を支える観光ビジョン」の実現に向け、地域の特色ある優れた景観や魅力ある歴史文化財を活かす事業に対し、財政支援を講じること。

１１．山岳トイレの整備について

(1) 山小屋関係者等の山岳トイレ整備に対する国の山岳環境保全対策支援事業の補助対象に都市自治体が整備する場合も加えること。

(2) 国立公園内集団施設地区等の公衆トイレは、国が直轄で整備を進めること。

１２．地中熱の利用促進対策について

低炭素社会の創出と再生可能エネルギーの加速度的な普及促進を図るため、家庭用も含め地中熱を利用した設備導入に関する補助制度の採択基準の緩和や財政措置の拡充を図ること。

第５号議案

教育・文化施策の充実強化について

（東　海）

少子化等の進展により教育行政を取り巻く環境も大きく変わってきており、次代を担う子どもたちが健全に成長していくためには、教育及び文化・スポーツ振興に係る施策の充実強化が必要不可欠である。

よって、国におかれては、下記の事項について特段の措置を講じられるよう強く要望する。

記

１．小中学校の学級編制標準について

きめ細かい教育指導や特色のある教育活動を推進するため、小中学校の全ての通常学級の学級編制の標準を３５人以下とすること。

２．教職員等配置体制の整備及び財政支援について

(1) 学級数や授業時間の増加に見合う教職員定数の改善を図るとともに、都市自治体が行う人的措置に対し、財政支援を講じること。

(2) 免許外教科担任を解消するため、当該教科の免許を有する非常勤講師を配置できるよう財政措置を講じること。

(3) 英語教育改革実行計画に基づき、小学校における英語教育の充実強化を推進するため、ＡＬＴ配置事業に対し財政支援を講じること。

(4) 大規模校では養護教諭の負担が過大となっているため、各学校の必要性に応じて養護教諭を配置できるよう配置基準について複数配置の拡大など弾力的な運用を図ること。

(5) 小中学校に配置されているスクールカウンセラーの勤務時間数の増加に対する財政措置を講じること。

(6) 栄養教諭等については、食物アレルギー対応や食育推進など、年々職務の重要性が高まり、負担が増大していることから、業務量に見合った配置基準に見直すこと。

(7) 優秀なスクールソーシャルワーカーの養成や人材確保のための抜本的な制度を新設するとともに、全額国の予算でスクールソーシャルワーカーを１中学校区に１名の割合で配置できるよう財政措置を講じること。

３．特別支援教育の充実について

(1) 通常学級に在籍する特別な支援を要する児童生徒を含め、一人ひとりの特性やニー

ズに応じたきめ細かい教育支援を行うため、特別支援学級の編制基準の引下げや障がい種別による学級編制の認可を積極的に行うこと。併せて、学級数の増加に対応するために必要な財政的支援及び人的支援を講じること。

(2) 通常学級内において、特別な教育支援を必要とする児童・生徒の増加に対し、適切な指導及び支援を行う支援員の配置を充実させるため、財政的支援及び人的支援の充実を図ること。

(3) 自閉症や発達障害など特別な支援が必要な子どもが増加していることから、教員や保育士の加配、支援員、介助員などの人的支援を拡充するための財政措置を講じること。また、早い段階から保護者の相談や子どもへの直接的な支援や指導等が可能となる専門的機関設置のための財政措置を充実すること。

(4) 発達に課題を持つ子どもへの早期支援により保育・教育環境における発達支援体制を充実させるとともに、適正な就学につなげるため、幼稚園、保育園及び認定こども園に特別支援学級や通級指導教室の機能を持った療育支援体制を構築し、併せてこれらに伴う財政措置を講じること。

(5) 学校現場を熟知している退職教員等を活用し、不登校・引きこもり状態にある児童生徒の家庭を訪問し児童生徒と信頼関係を構築しながら登校支援などを行う「登校支援員」（仮称）を配置するための新たな財政措置を講じること。

4．いじめ防止対策について

いじめ防止対策推進法等を踏まえた取組みを充実させるため、いじめ問題等の解決に向けた外部専門家活用事業に、市民や事業者への啓発活動を補助対象とすることや社会福祉士の養成促進など財政措置の拡大を図ること。

5．児童生徒の貧困に対する支援について

貧困のため十分な教育的支援を受けることができず、学力的な課題のある児童生徒が増加していることから、貧困による低学力傾向を解消するための諸施策を継続・拡充するとともに、児童・生徒を地域全体で支援し、学力を高め、将来展望を持つことができるよう、地域教育力向上のための取組みを支援すること。

6．外国人児童生徒の教育支援について

外国人児童生徒が適切な学習や生活の指導が受けられるよう通訳や日本語指導等を行う支援員を拡充するための財政的・人的支援措置を講じること。

7．学校ＩＣＴ化の支援について

(1) ＩＣＴ教育の推進に向け、機器整備及び無線ＬＡＮ基盤構築費用に対する補助制度を創設するとともに、教職員の支援を目的としたＩＣＴ支援員の配置について財政措置を講じること。

(2) ＩＣＴ教育において、児童生徒がスキルを高めていくため、タブレット等の機器を個人利用できるよう機器導入に係る補助制度を創設すること。

(3) 小中学校「校務支援システム」の導入及び維持管理には、多額の経費が必要となるため補助制度を創設すること。

(4) いじめや犯罪、個人情報流出等を防ぐため、学校ネットパトロール事業に対する補助制度を創設すること。

8．学校施設の整備に対する財政支援の拡充と財源確保について

(1) 小中学校の空調設置やトイレ改修、照明施設の高効率光源化、老朽化対策等に伴う大規模改造事業について、補助率の引き上げ及び実情に即した補助単価の引き上げなどの国庫支援制度の拡充及び継続的かつ確実な財源を確保すること。

(2) 地方財政の健全化のためにも、各年度の一般会計当初予算額の規模を十分に引き上げたうえで、当初予算中心の交付金採択を進めること。

(3) 教育環境の維持・充実のため、公立小中学校の適正規模・適正配置を推進していく必要があるが、現行の補助制度、補助割合では用地取得や校舎等に係る嵩上げ補助がなく、また、昨今の建築単価の高騰等により、現行の公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金では事業推進が困難であるため、早急に補助制度を見直すこと。

(4) 中学校武道場を新築する際に活用する学校施設環境改善交付金の補助率は、平成２５年度以前と同様に２分の１に引き上げること。

(5) 学校屋根の防水シート修繕など、学校施設環境改善交付金の対象となっていない部分的な修繕についても、交付対象となるように、制度を拡充すること。

(6) 学校給食センターの機械等設備については、計画的な更新が必要となることから、機械や運送車両等の更新事業に対する補助制度を創設すること。

また、アレルギー対応食の調理室を既存施設の中で整備する場合など、増築を伴わない改修についても補助対象事業とすること。

9．幼稚園教育の充実について

私立幼稚園に対する就園奨励費補助金について、文部科学省の交付要綱に定める補助率１／３以内で予算の定めによるものとなっているが、補助率１／３とし、補助金の満額を交付するよう財政措置を講じること。

１０．小中一貫教育の研究について

学校教育の充実を目的として小中学校で小中一貫教育・小中連携に係る研究を行う場合には、非常勤職員の派遣等、人的措置を含めた支援制度を確立すること。

１１．高校生への就学援助について

教育機会の平等化を図るためにも、国における施策として高校生に対する就学援助の拡充を図り、高校授業料の無償化を実施すること。

１２．外国人労働者の日本語等教育研修について

厚生労働省の「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処する

ための指針」において、事業主は外国人労働者に対し日本語教育及び日本の生活習慣、文化、風習、雇用慣行等について理解を深めるための指導を行うとともに、生活上または職業上の相談に応じるよう努めることとされているが、円滑な社会生活の促進のため、外国人市民の就労先企業に対して法令等により指針の実施を義務付けること。

１３．飛騨御嶽高地トレーニングエリアへの総合的な支援について

ナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設の指定を受け、国内トップアスリートの育成や輩出の一助となっている飛騨御嶽高地トレーニングエリアについて、受入体制や選手育成機能を高めるため、ソフト・ハードにわたる総合的な支援を充実すること。